

# つくば市学校施設開放事業手引き

～体育施設の使用にあたって～

令和6年2月

つくば市教育局教育施設課

## 目次

学校施設開放事業について .....	2
1. 目的 .....	2
2. 開放施設 .....	2
3. 利用資格 .....	2
4. 学校施設利用の優先順位 .....	2
5. 開放時間について .....	3
6. 利用料金 .....	3
7. 学校備品の使用等 .....	3
8. 利用申請・許可の流れ .....	5
9. 利用希望調査について .....	6
10. 登録情報の公開 .....	7
利用上のルール .....	8
1. 学校施設の適切な利用について .....	8
2. 施設利用時の事故等の対応について .....	8
3. 施設利用に伴う禁止事項について .....	8
4. 施設利用時のマナーについて .....	9
5. 施設利用に伴う報告について .....	9
巻末資料 .....	10
1. 開放施設について .....	10
2. その他 .....	12

## 学校施設開放事業について

### 1. 目的

つくば市学校施設開放事業は、学校施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、市民の利用に供することにより、生涯学習及びスポーツの振興を図ることを目的としています。

### 2. 開放施設

つくば市立小学校（31校）及び中学校（12校）、義務教育学校（4校）、廃校（2校）となります。詳細については巻末資料をご覧ください。

※廃校については、今後、跡地利用計画の策定状況によって、年度途中であっても、体育館及びグラウンドの開放停止若しくは終了となる場合があります。

### 3. 利用資格

次のいずれにも該当し、申請・許可を受けた団体が、定期的に施設を利用できます。

- (ア) 学校施設開放事業運営事務に係る情報（団体名、代表者氏名、責任者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、団体構成員等）を提出できること。  
また、その情報が利用する学校に共有されることに同意できること。
- (イ) 団体の構成員のうち10人以上がつくば市民（つくば市在住又は在勤・在学）であること。
- (ウ) 団体の構成員のうち過半数がつくば市民（つくば市在住又は在勤・在学）であること。
- (エ) 開放施設を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者とすることができること。

### 4. 学校施設利用の優先順位

学校施設は、開放事業のみならず、地域行事、地域活動及び選挙時の投票所等様々な利用がなされています。このため、開放事業については、これらの行事を最優先として、優先順位を次のとおりとします。下記の行事等による学校施設開放事業の停止についてはつくば市ホームページを随時更新しておりますので必ずご確認ください。緊急の際はメール等での連絡となりますのでご注意ください

い。

- ① 学校施設の緊急修繕や改修工事
- ② 学校教育及び学校教育の延長または密接不可分と学校長が認めるもの（学校行事・部活動・PTA・地域行事等）
- ③ 広く地域住民を対象とした公益的な活動
  - 国、つくば市またはほかの地方公共団体において公用に供するとき
  - その他定期利用に優先して学校または教育委員会が認めたもの
- ④ 定期利用団体による利用（学校施設開放事業）

## 5. 開放時間について

各学校、開放施設また季節によって異なるため、つくば市ホームページをご確認ください。

## 6. 利用料金

無料

## 7. 学校備品の使用等

### ① 学校備品の使用

原則として、活動に必要な備品や道具等は各団体で用意するようにしてください。学校教育に支障のない範囲で、学校長が許可したものを使用できます。

### ② 学校備品の修繕等

学校備品が破損・故障した際は、学校教育に支障をきたす恐れがありますので、速やかに学校及び教育施設課へ連絡を入れてください。万が一、使用者による破損や故障が生じた場合は、過失であっても基本的には原因者負担となります。学校及び教育施設課の指示を仰ぎ、使用者の責任で、速やかに原状回復してください。

特に学校教育において使用しない備品については、経年劣化であっても修繕の対応は時間を要しますのでご了承ください。

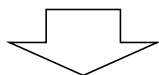
- 公費により学校・教育施設課が対応する事例
  - 経年劣化による体育館照明の電球不点灯
- 使用者が対応する事例

- 使用者の誤った使用による学校備品の故障・破損
- 使用者が投げた又は蹴ったボールによる、窓ガラスや壁面の損傷等、使用者の起因による施設や備品等の損傷・破損（通常利用の範囲内であり、かつ経年劣化によりやむを得ない場合を除く）

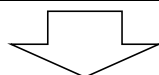
## 8. 利用申請・許可の流れ

### ● 年度当初の利用申請・許可の流れ

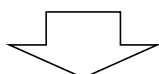
<b>2月～3月</b>	<b>利用希望調査書の提出</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知文、別紙資料及び本手引きをもとに、次年度利用したい施設・曜日・時間について期日（令和6年3月8日）までにメール、FAX、郵送又は持参にてつくば市教育局教育施設課へ提出してください。</li> </ul>	



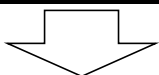
<b>3月</b>	<b>教育施設課による提出内容の確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育施設課にて利用条件等を満たしているか等内容について確認します。</li> </ul>	



<b>3月末</b>	<b>希望調査結果の公表</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくば市ホームページにて希望調査結果を公表します。必ずご確認ください。</li> </ul>		
<b>重複がなかった場合</b>		<b>重複があった場合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請いただいた内容で次年度の利用が決定となります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月に開催される調整会議にて各団体との調整を行い、利用施設・曜日・時間を決定します。</li> </ul>

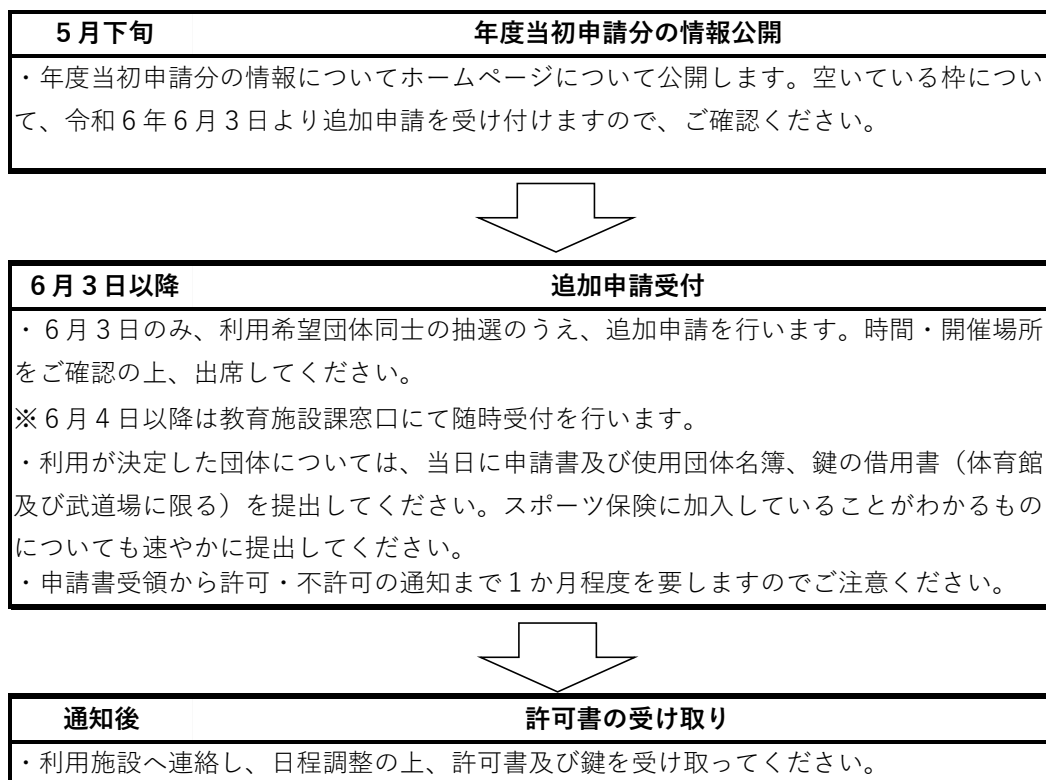


<b>4月</b>	<b>本申請書の提出</b>	
<b>重複がなかった場合</b>		<b>重複があった場合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月2日までに利用許可申請書、スポーツ安全保険の加入を証明する写し及び鍵の借用書（体育館及び武道場に限り）を提出してください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複があった団体の代表者は、日程をご確認の上、該当日に調整会議に出席し、団体同士の話し合いにより、利用曜日・時間を決定します。</li> <li>・ 調整会議当日中に、話し合いによって決定した内容について、申請書及び鍵の借用書（体育館及び武道場に限り）を提出してください。</li> <li>・ スポーツ安全保険の加入を証明する写しは5月2日までに提出してください。</li> </ul>



<b>5月最終週</b>	<b>許可書の受け取り</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用施設へ連絡し、日程調整の上、許可書及び鍵を受け取ってください。</li> </ul>	

- 空き枠の追加利用申請・許可の流れ（6月3日から）



## 9. 利用希望調査について

令和6年（2024年）6月から令和7年（2025年）3月末までの学校体育施設の使用団体を決定するための**重要な利用希望調査**となります。

利用希望調査書を提出されていない団体については、年度当初に実施する調整会議に御出席いただけません。利用を希望する団体については、**必ず期日までに**利用希望調査書を提出してください。

- ① 通年、体育施設の空き状況に関して多くのお問い合わせをいただいております。団体数も多く、利用できる施設・時間に限りがありますので、下記の事項を考慮し、良識のある希望をしてください。
  - ✓ 構成員のうち10名以上が市民（つくば市在住又は在勤・在学）であり、かつ構成員の半数以上が市民（つくば市在住又は在勤・在学）であること。
  - ✓ 開放施設を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者とする。

- ✓ 同じ構成員で、団体名・代表者名の名義のみを変更して別枠を申請することは禁止です。
  - ✓ 1曜日につき希望できる学校は1校のみとします。
  - ✓ 令和6年度許可分より、施設利用の実態調査を行います。定期的・継続的に利用がみられない団体は許可取り消しとなる場合があります。確実に定期的・継続的に利用する枠を希望してください。
- ② 各学校の開放時間、利用可能な種目・設備環境についてはつくば市ホームページに掲載してありますので各自御確認ください。施設の状況により、開放実施校等に変更がありますので、御注意ください。
- ✓ 令和6年度より開放終了：旧田水山小学校
  - ✓ 令和6年度のみ開放停止：手代木中学校（武道場）
  - ✓ 令和6年度より開放開始：香取台小学校（体育館・グラウンド）  
研究学園小学校（体育館）  
研究学園中学校（体育館・武道場）
- ③ 希望調査書について、「つくば市学校施設利用希望調査書の記入方法・記入例」を参考に、不備のないよう御記入ください。
- ④ 団体登録名簿について、「つくば市学校施設使用団体名簿の記入方法」を参考に、不備のないよう御記入ください。使用の責任者・指導者を含め、団体での活動に参加される方全員の氏名・住所（或いは勤務先・学校）を必ず記載してください。但し、見学者や活動をされない保護者等の記載の義務はありません。

## 10. 登録情報の公開

教育施設課に提出された申請書の内容のうち、利用団体名、使用施設、活動曜日・時間について、学校ごとの利用団体一覧表をつくば市ホームページにて公開します。



## 利用上のルール

### 1. 学校施設の適切な利用について

- ① 利用を許可された利用時間を厳守してください。準備や片づけは利用時間内に行ってください。利用後は速やかに退校し、学校周辺にとどまることのないようにしてください。
- ② 施設退出時は使用日誌の記入、用器具の片づけ、電気の消灯、水道、戸締り、施錠確認を必ずしてください。
- ③ 各団体が使用する各競技用のポールやネット等の必要な備品、用具は利用団体が用意するものです。学校のご厚意で借用している学校備品がある場合は、破損等をしないよう大切に使用してください。
- ④ 年度途中で利用を中止する場合は、教育施設課に様式第8号つくば市学校施設使用中止届を提出し、学校からの鍵等の借用物は必ず返却をしてください。

### 2. 施設利用時の事故等の対応について

- ① 施設利用中に生じた事故は、利用団体の責任で対応してください。また、緊急車両を依頼する事故等が発生した場合は、依頼後、学校及び教育施設課に報告してください。
- ② 学校の施設や用器具、樹木、フェンス等を破損しないよう活動してください。利用時に学校の施設や備品を破損・故障させた場合は、経年劣化に伴うもの等の使用者の責に帰することができない事由による損傷を除き、過失であっても利用団体に原状復帰（弁償）していただきます。その場合、学校教育活動に支障をきたしますので、学校及び教育施設課へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎ対応してください。
- ③ 施設利用中に近隣住民等から苦情があった場合は、団体責任者が誠意をもって対応してください。また、内容について学校及び教育施設課へ報告してください。

### 3. 施設利用に伴う禁止事項について

- ① 学校敷地内や学校周辺での喫煙・飲酒、並びに火気類等使用の禁止。
- ② 駐車場以外の場所への駐車や路上駐車、迷惑駐車等の禁止。
- ③ 施設使用許可のない状態での施設利用の禁止。
- ④ 使用許可目的以外の利用、使用を許可されたところ以外の施設や場所、区域

への立ち入り禁止。

- ⑤ 雨天時等、使用により翌日のグラウンドコンディションに支障をきたす場合での使用の禁止（雨天時等グラウンドがぬかるんだ状態での無理な使用は翌日の教育活動に支障をきたすため避けること）。
- ⑥ その他マナー違反行為の禁止。

#### 4. 施設利用時のマナーについて

- ① 騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にあり、早朝・夜間は音が響きますので注意してください。特に、活動時及び活動終了後の送迎を待つ間の話し声等の騒音に十分配慮してください。
- ② 自動車等を使用して学校敷地内に立ち入る際は、学校より指定された場所に駐車・駐輪してください。また、自動車等のグラウンドへの乗り入れ及び駐車は、原則禁止です。
- ③ 学校敷地内及び校門付近等学校周辺は禁煙です。
- ④ トイレ等使用した場所はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ⑤ 貴重品は各自で管理し、紛失や盗難等は、利用団体の責任で対応してください。
- ⑥ 団体に持ち込んだ備品については、学校に保管せず、必ず持ち帰ってください。

#### 5. 施設利用に伴う報告について

施設利用の確認のため、施設利用時には、使用日誌へ活動記録を必ず記入してください。使用日誌の記入がない場合、利用がなかったと判断します。

利用しなかった日がある場合は、団体代表者が、月末までに利用しなかった日及び理由を明記し、まとめて報告してください。具体的な理由なく、複数回続けて利用がない及び利用しているにも関わらず日誌の記入がないことが確認された団体については、教育施設課から代表者へヒアリングを実施することがあります。ヒアリング後も利用状況の改善が見られない場合は、使用許可取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

## 巻末資料

### 1. 開放施設について

学校名	屋内運動場	武道場	グラウンド
大曾根小学校	○		○
前野小学校	○		○
要小学校	○		○
吉沼小学校	○		○
沼崎小学校	○		○
今鹿島小学校	○		○
上郷小学校	○		
谷田部小学校	○		○
谷田部南小学校	○		○
真瀬小学校	○		○
島名小学校	○		○
葛城小学校	○		○
柳橋小学校	○		
小野川小学校	○		○
手代木南小学校	○		○
二の宮小学校	○		○
栄小学校	○		○
九重小学校	○		○
桜南小学校	○		○
栗原小学校	○		○
竹園東小学校	○		○
並木小学校	○		○
吾妻小学校	○		○
竹園西小学校	○		○
松代小学校	○		○
東小学校	○		○
茎崎第一小学校	○		○
茎崎第二小学校	○		○
茎崎第三小学校	○		○
香取台小学校	○		○

研究学園小学校	○		
大穂中学校	○	○	
豊里中学校	○	○	
谷田部中学校	○	○	
高山中学校	○	○	
手代木中学校	○		
桜中学校	○	○	
竹園東中学校	○	○	
並木中学校	○	○	
吾妻中学校	○	○	
荃崎中学校	○	○	
高崎中学校	○	○	
研究学園中学校	○	○	
春日学園義務教育学校	○	○	
秀峰筑波義務教育学校	○		
学園の森義務教育学校	○		
みどりの学園義務教育学校	○		
旧北条小学校			○
旧田井小学校	○		

2. その他

● 使用日誌

学校体育施設使用日誌				★終了の際は、施設周辺の見回りにご協力ください。 ★学校を出る際は、正門の扉は忘れずに閉めてください。	
使用年月日	月 日 ( )		時 分	～	時 分
使用責任者 (記入者)			使用人数 (見学者も含む)		人
使用団体名			種 目		
使用備品	施設等の異常 (破損箇所等)		有	( )	・ 無
チェックリスト (使用責任者が記入)	チ ェ ッ ク 項 目				チェック
	★清掃(ゴミは必ず持ち帰る)				
	★消毒(備品、トイレ、ドアノブ等)				
	★使用備品の整頓(器具庫、倉庫 等)				
	★出入り口および窓等の施錠(使用箇所以外もチェック)				
★消灯(トイレ・倉庫等も忘れずに)					
特記事項			備考		
使用年月日	月 日 ( )		時 分	～	時 分
使用責任者 (記入者)			使用人数 (見学者も含む)		人
使用団体名			種 目		
使用備品	施設等の異常 (破損箇所等)		有	( )	・ 無
チェックリスト (使用責任者が記入)	チ ェ ッ ク 項 目				チェック
	★清掃(ゴミは必ず持ち帰る)				
	★消毒(備品、トイレ、ドアノブ等)				
	★使用備品の整頓(器具庫、倉庫 等)				
	★出入り口および窓等の施錠(使用箇所以外もチェック)				
★消灯(トイレ・倉庫等も忘れずに)					
特記事項			備考		
使用年月日	月 日 ( )		時 分	～	時 分
使用責任者 (記入者)			使用人数 (見学者も含む)		人
使用団体名			種 目		
使用備品	施設等の異常 (破損箇所等)		有	( )	・ 無
チェックリスト (使用責任者が記入)	チ ェ ッ ク 項 目				チェック
	★清掃(ゴミは必ず持ち帰る)				
	★消毒(備品、トイレ、ドアノブ等)				
	★使用備品の整頓(器具庫、倉庫 等)				
	★出入り口および窓等の施錠(使用箇所以外もチェック)				
★消灯(トイレ・倉庫等も忘れずに)					
特記事項			備考		